

その他の審議事項

- 保険会社の資産別運用比率規制について
- 保険契約移転時における移転単位について
- その他

参考資料

1. 保険会社の資産別運用比率規制について

○規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)

Ⅱ 重点計画事項 11 競争政策・金融 (2) 金融 ④ 保険

工 保険会社の資産別運用比率規制の見直し

【平成19年度検討開始】

保険会社の財務の健全性を確保する観点から、保険会社の資産運用については、例えば国内株式及び外貨建資産の保有はそれぞれ総資産の30%、不動産の保有は総資産の20%を超えてはならないとされている。

しかしながら、ソルベンシー・マージン比率の算定方法の見直しや、各保険会社に対するオフサイトモニタリングの導入といった保険会社の健全性を確保するための事後監督手法が構築されてから既に5年が経過しており、こうした保険会社に対する監督手法が変化している状況のなかで、各社一律の事前規制である資産別運用比率規制については、見直しをすることが考えられる。

したがって、以上の状況を勘案し、現在行われているソルベンシー・マージン比率の算出基準等に関する検討の結果等を踏まえた上で、保険会社の健全性を確保しつつ、経営の自由度向上や、より機動的な資産運用を可能とする観点から、保険会社に対する資産別運用比率規制の見直しについて検討する。

2. 保険契約移転時における移転単位について

○規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)

Ⅲ 措置事項 8 金融関係 工 保険

② 保険契約移転時における移転単位の見直し【平成19年度結論】

責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転しなければならないとされている保険契約移転について、保険契約者間(移転する契約者と移転しない契約者)の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営の確保の観点を踏まえ、責任準備金の公平な分割に留

意しつつ、その一部での移転を可能とすることについて引き続き検討し、結論を得る。

[参考]

○規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）

2 14年度重点計画事項（個別分野）

③ 保険契約移転時における移転単位の見直し【平成14年度中に検討開始、平成15年度中に結論】

保険業法第135条においては保険会社が他の保険会社との契約により、保険契約を他の保険会社に移転する場合には、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約、すなわち生命保険については予定利率や予定死亡率等を同じくするもの、損害保険については予定損害率等を同じくするものの全部を包括して行わなければならないとしている。

このことは、現在のほとんど全ての保険会社がその事業について全国展開し、かつ商品やサービス等について多様かつフルラインアップ展開をしている中で、例えば企業向け専門保険会社と家計向け専門保険会社といった顧客の特性に応じた分社化や、地域別の保険会社に再編することを不可能としているほか、保険会社が経営破綻した場合においては、破綻保険会社の保有契約の部分的な移転を求めるスポンサー（救済会社）の要望に応えることができないため、結果的に破綻処理が進まない弊害も起こり得るとの指摘がある。

また、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約について、一部移転を認める場合、保険契約者間（移転する契約者と移転しない契約者）の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営の確保のためには、責任準備金の公平な分割が求められる。一方、責任準備金の分割について、現行における移転の要件とされている株主総会・総代会の決議、異議申立等、所要の手続を参考とすることによって、保険契約者間の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営の確保が担保されるとの意見がある。

したがって、責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転しなければならないとしている保険契約移転について、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、その一部での移転を可能とすることについて検討を行い、結論を得る。